

令和6年10月31日

生産県配置団体代表 殿
各都道府県協議会・協会長 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押 印 省 略)

かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について

平素より本会運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につき、令和6年10月8日付けで、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長並びに医薬安全対策課長通知「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について（医薬薬審発 1008 第 1 号・医薬安発 1008 第 2 号）」（別添①）が各都道府県衛生主管部（局）長宛に発出されましたので、下記事項に留意し、適正にご対応いただきますよう、貴会会員配置販売業者等に対するご周知方をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

令和6年10月8日付け厚生労働省医薬局医薬安全対策課長通知『『使用上の注意』の改訂について（医薬安発 1008 第 1 号）」に基づき、イブプロフェンを含有する製剤の使用上の注意の改正を行うもの。

2 改正の内容

かぜ薬の（生薬のみからなる製剤を除く）及び解熱鎮痛薬の「使用上の注意」の「添付文書等に記載すべき事項」のうち、「相談すること」の「直ちに医師の診療を受けること」の症状として以下の項目を追加する。

- ・心筋梗塞…しめ付けられるような胸の痛み、息苦しい、冷や汗が出る
- ・脳血管障害…意識の低下・消失、片側の手足が動かしくくなる、頭痛、嘔吐、めまい、しゃべりにくくなる、言葉が出にくくなる等が急にあらわれる。

以上